

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 28 年 4 月 25 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500834号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600008号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月22日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月22日

A社から請求期間に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表(2回目賞与)」及び同社担当者の陳述により、請求者は、平成23年12月22日に同社から賞与80万円が支給されていたことが認められる。

また、A社の担当者は、同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、毎回複写式の用紙で作成し、厚生年金基金に対しては郵送で、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対しては持参しており、請求期間に係る賞与支払届についても同様に届出を行った旨陳述している。

一方、年金事務所が保管するA社に係る請求期間の賞与支払届は合計18人分935万円となっているが、同社が加入する厚生年金基金から提出された請求期間に係る厚生年金基金加入員標準給与支払届においては、請求者を含む合計28人分1,245万円の届出が行われていることが確認でき、請求者を含む10人分310万円が記載された賞与支払届の1枚が欠落していることが認められる。

なお、上記賞与支払届に記載されている賞与を支給した被保険者数及び支給額を合計すると、同届出の総括表記載の合計より少ないことが確認でき、このことについて年金事務所に照会したところ、書類に不備があった場合には事業所に一度返却する取扱いとなっているが、本件届書においては、理由は不明であるが返戻が行われた形跡は見当たらず、チェック漏れのまま受理した

可能性がある旨回答している。

これらを総合的に判断すると、年金事務所において、請求者の請求期間の賞与支払届に係る事務処理が適切に行われていたとは認められず、事業主は、請求者の請求期間の賞与額に係る届出を年金事務所に対し行ったと認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記「賞与支給控除一覧表（2回目賞与）」において確認できる賞与額から、80万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500835号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600009号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月22日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月22日

A社から請求期間に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表(2回目賞与)」及び同社担当者の陳述により、請求者は、平成23年12月22日に同社から賞与25万円が支給されていたことが認められる。

また、A社の担当者は、同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、毎回複写式の用紙で作成し、厚生年金基金に対しては郵送で、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対しては持参しており、請求期間に係る賞与支払届についても同様に届出を行った旨陳述している。

一方、年金事務所が保管するA社に係る請求期間の賞与支払届は合計18人分935万円となっているが、同社が加入する厚生年金基金から提出された請求期間に係る厚生年金基金加入員標準給与支払届においては、請求者を含む合計28人分1,245万円の届出が行われていることが確認でき、請求者を含む10人分310万円が記載された賞与支払届の1枚が欠落していることが認められる。

なお、上記賞与支払届に記載されている賞与を支給した被保険者数及び支給額を合計すると、同届出の総括表記載の合計より少ないことが確認でき、このことについて年金事務所に照会したところ、書類に不備があった場合には事業所に一度返却する取扱いとなっているが、本件届書においては、理由は不明であるが返戻が行われた形跡は見当たらず、チェック漏れのまま受理した

可能性がある旨回答している。

これらを総合的に判断すると、年金事務所において、請求者の請求期間の賞与支払届に係る事務処理が適切に行われていたとは認められず、事業主は、請求者の請求期間の賞与額に係る届出を年金事務所に対し行ったと認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記「賞与支給控除一覧表（2回目賞与）」において確認できる賞与額から、25万円とすることが必要である。